

令和6年度（2024年度）

第2回 熊本県文化財保護審議会

日 時：令和7年（2025年）2月3日（月）

13時30分～15時30分

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

《会 議 次 第》

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 議 題

（1）報告事項

ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

イ 被災古墳に関する情報発信の取組について

ウ 文化財保存活用地域計画について

（2）諮問事項

文化財の県指定に関する諮問について

.....文化課公式SNS.....

【X】



熊本県文化課 (@kumamoto_bunka)

https://twitter.com/kumamoto_bunka

【Instagram】



熊本県文化課 (@kumamoto_bunka)

https://www.instagram.com/kumamoto_bunka/

【Facebook】



熊本県文化課

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100093540437113>

.....文化課文化財三次元データ公開.....

【Sketchfab (スケッチファブ)】



熊本県教育庁文化課

<https://sketchfab.com/kumamotobunka>

令和6年度（2024年度）第2回熊本県文化財保護審議会 出席者名簿

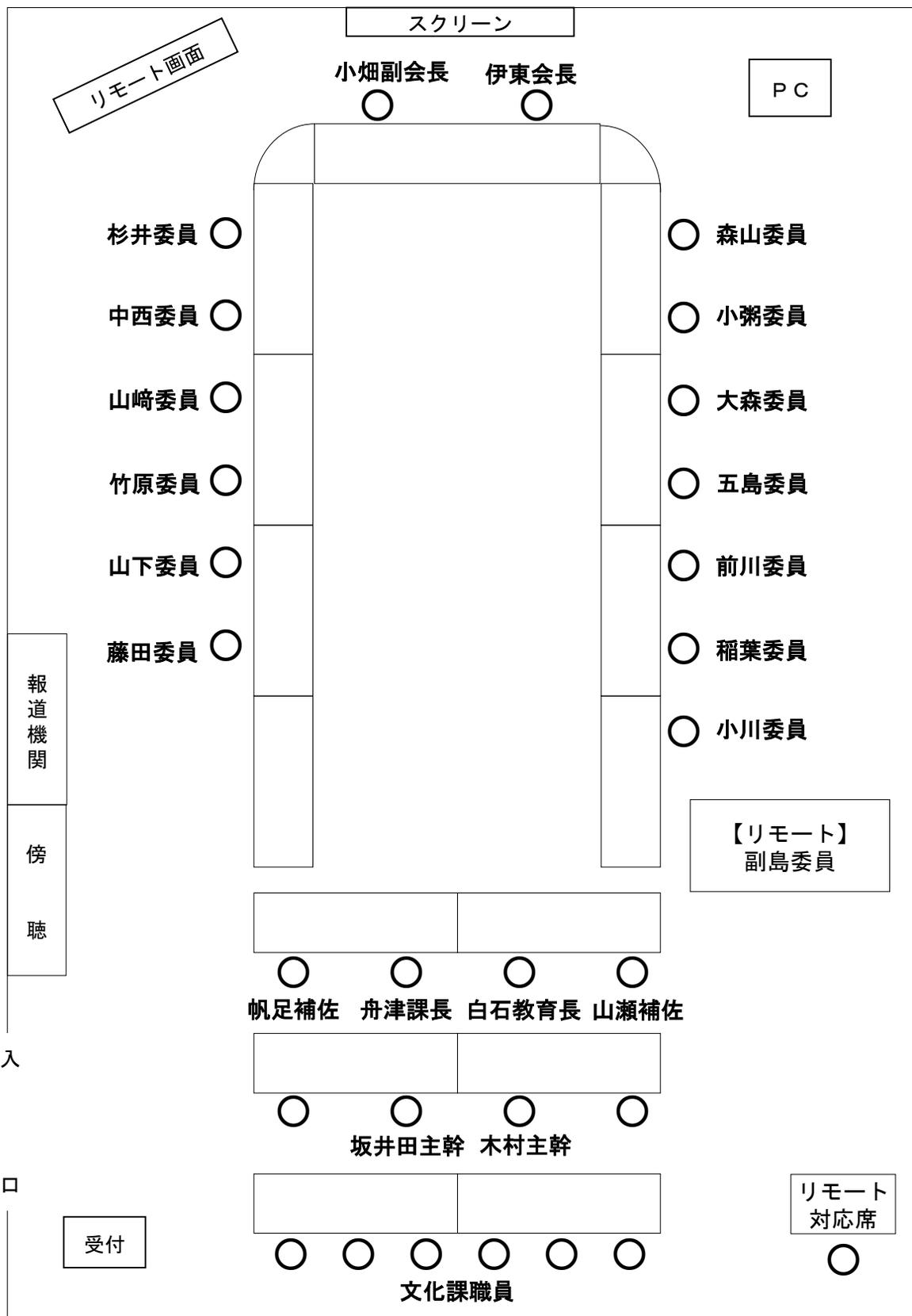
委員任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

	氏名	分野	所属・役職等	備考
1	伊東 龍一	建築 －古建築	熊本大学名誉教授	会長
2	森山 学	建築 －近代化遺産	熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授	
3	小粥 祐子	建築 －近世・意匠	崇城大学工学部建築学科准教授	
4	大森 洋子	建築 －町並み	久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授 (学長補佐（地域連携センター長）)	
5	五島 昌也	建築・史跡	佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室文化財保存・活用アドバイザー	
6	前川 清一	建築（石造物） ・記念物	肥後金石研究会主宰、元県文化課課長補佐	
7	稲葉 継陽	美術工芸 －古文書	熊本大学永青文庫研究センター長	
8	小川 弘和	美術工芸 －古文書	熊本学園大学経済学部経済学科教授	
9	中西 真美子	美術工芸 －彫刻	熊本県立図書館	
10	山崎 摂	美術工芸 ・無形	八代市立博物館未来の森ミュージアム副館長補佐兼学芸係長	
11	竹原 明理	美術工芸 ・民俗	熊本市立熊本博物館学芸員	
12	山下 裕作	民俗	熊本大学大学院教授	
13	小畑 弘己	考古資料 記念物－史跡	熊本大学大学院教授	副会長
14	杉井 健	考古資料 記念物－史跡	熊本大学大学院教授	
15	藤田 直子	記念物－名勝	筑波大学芸術系教授	
16	副島 颯子	記念物－植物	熊本大学大学院教授	リモート
17	田中 均	記念物 －地質鉱物	熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー	欠席

事務局

	氏名	所属等
1	白石 伸一	熊本県教育長
2	舟津 紀明	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長
3	山瀬 佳規	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
4	帆足 俊文	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
5	坂井田端志郎	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財活用班担当）
6	木村 龍生	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財調査班担当）
7	永元 亮太	熊本県教育庁教育総務局文化課 指導主事（建造物・石造物）
8	福田 匡朗	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事（埋蔵文化財）
9	能登原孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事（史跡・名勝・文化的景観）
10	木庭真由子	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事（文化財保護審議会）
11	村上 幸奈	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（絵画・彫刻・工芸品）
12	丸山 大輝	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（書跡・典籍・古文書・歴史資料）
13	原田 信敬	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（民俗文化財・無形文化財）
14	藤森あきの	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（考古資料・埋蔵文化財）

令和6年度（2024年度）第2回熊本県文化財保護審議会 座席表



3 議題

(1) 報告事項

3 議題

(1) 報告事項

ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

(平成 28 年熊本地震に関すること)

	指摘事項	対応等
杉井 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永安寺東古墳が復旧予定ということだが、復旧するのは墳丘で石室の被災箇所は現状維持のままである。その辺は<u>正確に説明する方が良い</u>。 ・ 永安寺東古墳のように<u>1つの古墳で2つの対応がとられる場合は</u>、「復旧済」「未復旧」「経過観察・現状維持」の<u>取扱いはどうなるのか</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は<u>正確に説明を行う</u>。 ・ <u>永安寺東古墳の場合</u>、墳丘の復旧完了後の取扱いは石室が現状維持であるため、「<u>経過観察・現状維持</u>」として<u>取り扱うことになる</u>。 ・ なお、「復旧済」と「経過観察・現状維持」は<u>いったん復旧事業完了</u>という位置づけになる。

(熊本県文化財保存活用大綱に関すること)

	指摘事項	対応等
山下 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祭り・行事調査を行うことは確かに意味があると思うが、一方で<u>それを県として文化財に認定するような制度が必要ではないか</u>。 ・ 指定だけではハードルが高く、<u>国では登録文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財等が用意されている</u>。 ・ 貴重できちんと記録を残すべき文化財であることを県が認めることで、地域の祭り・行事に対する地元の意味付けが大きく変わる。 ・ 条例等を検討する必要があると思うが、<u>県の登録制度の導入を長期的に御検討いただきたい</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘のとおり、祭り・行事等を文化財として保存していくことは非常に大きな意義がある。 ・ <u>さまざまに検討を行っているが、現状では国の制度を活用し保護を図っているところ</u>。 ・ 今回の御指摘も踏まえ<u>引き続き検討を行っていく</u>。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の文化財保護法改正に伴い無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度、地方登録制度（文化財類型は任意）新設。 ・ 九州7県で登録制度を導入しているのは佐賀県のみ。

	指摘事項	対応等
藤田 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>祭り・行事調査における行事の定義や条件はどうなっているのか。</u> ・ <u>歴史性等の決まりはあるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化庁から示されているテーマに熊本県独自のテーマを設定することになる。</u> 県独自のテーマは、調査委員会に諮る予定としている。 ・ <u>調査対象は、民俗資料 11 分類の「信仰」と「年中行事」である。</u> ・ <u>時代的には昭和初期より古いものが対象となる。</u> ・ <u>また、家庭単位は除外し、集落単位で行われる祭り・行事が対象となる。</u> 例えば、神社の例祭やどんどや、モグラ打ちというものが対象になると考えている。
藤田 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化財保存活用地域計画の作成は全国的な取組か。</u> ・ <u>文化財保存活用地域計画の作成に県文化財保護審議会委員が積極的に関わることもあるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化庁が全国の市町村に作成を促している。</u> ・ <u>市町村毎に文化財保存活用地域計画作成に係る協議会を設置している。</u> その協議会の委員に県文化財保護審議会委員が入る場合もあるが、委員は市町村が選任している。
小畑 副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内市町村に専門的な教育を受けた職員やそれに相当する経験のある職員は何割いるのか。</u> ・ <u>また、専門職員の市町村への配置について県はどのような対策を取っているのか。</u> ・ <u>文化財保存活用地域計画の作成をきっかけに市町村に人を入れるなど専門職員採用の後押しは積極的にやっているのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内市町村の令和 6 年度（2024 年度）の専門職員配置率は 8 割程度。</u> ・ <u>ただ、専門職がいる市町村でも人数が少ないところもあり、県として積極的に関わりを持ちたいと考えている。</u> また、市町村の専門職員不在は文化財行政として不安な面があるため、<u>機会がある度に声掛けを行っている。</u> ・ <u>文化財保存活用地域計画を作成し、進めていくことが市町村の文化財行政のスタートという考え方もあるため、県としても後押しをして進めていく。</u> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の文化財専門職員配置状況は表 1・2、図 1 参照

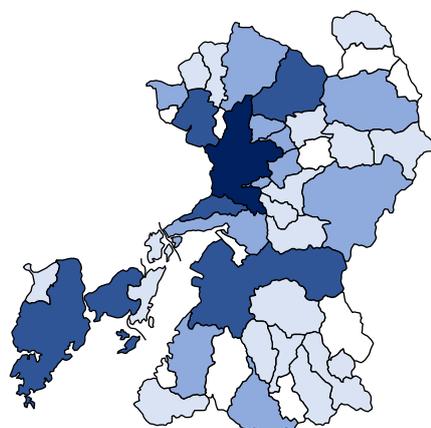
表1 令和6年度（2024年度）熊本県市町村文化財専門職員配置状況一覧①

	市町村	所属	文化財 専門職 数	※文化財行政所管課在籍					備考
				考古	文献	美術 工芸	民俗	美術 史	
県市町村文化財専門職 合計			97	77	11	1	4	4	
	熊本県	文化課	13	10	1	1	1		他部局（考古4、文献1、民俗1） 古墳館（考古5） 美術館（文献1、美術工芸1、美術史6） 文化庁（考古1） 熊本城派遣（考古1）
市町村文化財専門職 計			84	67	10	0	3	4	
市町村文化財専門職 配置率			77%	71%	17%	0%	4%	9%	文化財専門職が配置されている自治体は35/45
1	熊本市	文化財課	18	16	2				他部局（考古1） 熊本城（考古8、文献1） 博物館（考古2、文献1、美術工芸1、動物1、理工1、植物1、地質1、保存科学1）
2	宇土市	文化課	4	3	1				
3	宇城市	文化スポーツ課	2	2					
4	美里町	社会教育課	1	1					
5	荒尾市	観光文化交流課	2	1	1				他部局（考古1）
6	玉名市	文化課	6	4	1			1	他部局（考古1） 博物館（考古2）
7	玉東町	社会教育課							他部局（考古1）
8	和水町	社会教育課	1	1					他部局（考古1）
9	南関町	教育課	1	1					
10	長洲町	生涯学習課							
11	山鹿市	文化課	2	2					他部局（考古2）
12	菊池市	文化課	4	4					他部局（考古1）
13	合志市	生涯学習課	2	2					
14	大津町	生涯学習課	1		1				
15	菊陽町	生涯学習課	2	2					
16	阿蘇市	教育課	2	1			1		他部局（考古1）
17	小国町	教育委員会事務局	1					1	
18	高森町	教育委員会事務局	1	1					
19	南小国町	教育委員会事務局							
20	産山村	教育委員会事務局							
21	南阿蘇村	教育委員会事務局	1	1					
22	西原村	教育委員会事務局							

表2 令和6年度（2024年度）熊本県市町村文化財専門職員配置状況一覧②

	市町村	所属	文化財 専門職 数	※文化財行政所管課在籍					備考
				考古	文献	美術 工芸	民俗	美術 史	
23	御船町	社会教育課	1	1					博物館（恐竜博物館2）
24	嘉島町	社会教育課	2	2					
25	益城町	生涯学習課	2	2					
26	甲佐町	社会教育課	1	1					他部局（考古1）
27	山都町	生涯学習課	2	1	1				
28	八代市	文化振興課	6	4			2		博物館（文献3、美術工芸3、民俗1）
29	氷川町	生涯学習課							
30	水俣市	教育課	1	1					
31	芦北町	スポーツ・文化振興課	2	1				1	
32	津奈木町	教育委員会事務局							
33	人吉市	文化課	2	2					他部局（文献1）
34	錦町	教育振興課							他部局（考古1）
35	あさぎり町	教育課	1	1					
36	多良木町	企画観光課	1	1					休暇（文献1）
37	湯前町	教育課	1		1				
38	水上村	教育課							
39	相良村	教育委員会事務局	1	1					
40	五木村	教育課	1	1					
41	山江村	教育委員会事務局	1					1	
42	球磨村	教育委員会事務局							
43	上天草市	社会教育課	1	1					
44	天草市	文化課	5	3	2				博物館（御所浦恐竜の島博物館3）
45	苓北町	教育委員会事務局	1	1					

- 文化財専門職数 10人以上
- 文化財専門職数 3人以上10人未満
- 文化財専門職数 2人
- 文化財専門職数 1人
- 文化財専門職数 0人



※文化財行政所管課に在籍している文化財専門職員
の配置状況を示す。

図1 県内文化財専門職員配置分布図

イ 被災古墳に関する情報発信の取組について

(ア) 概要

- 令和5年度第1回文化財保護審議会において委員から出された「被災古墳復旧の難しさや取組について情報発信を行うことが必要」という御意見を1つの契機として被災古墳に関する情報発信の取組を進めている。
- 令和5年度(2023年度)は県文化課SNSを活用した情報発信を行い、令和6年度(2024年度)は文化課及び装飾古墳館において県民や庁内に向けた情報発信の取組を行っている。
- 令和6年度の熊本県文化財保護大会は「被災装飾古墳の今とこれから」をテーマに市町村からの事例報告とパネルディスカッションを行い、参加者の被災装飾古墳の取組への理解を深めた。同様に装飾古墳館においても被災古墳を中心に連続講座(全7回)を行った。
- また、2月には熊本県文化財保存活用大綱(令和3年3月策定)に基づき推進する文化財の適切な保存・活用をより効果的な取組とすることを目的とした文化財活用庁内連携会議を井寺古墳(嘉島町)で開催する予定としている。
- 令和7年度も9月下旬から2月上旬にかけて古墳館において企画展「被災古墳の現在(いま)」を開催する予定としている。
- 県民への情報発信にとどまらず令和6年能登半島地震や今後想定される災害への対応の一助となるよう、今後も継続して被災古墳に関する情報発信を行う。

【被災古墳の現状】

- 被災件数38件、被災古墳数47基。
- 現時点の復旧状況は、復旧済み17%、経過観察61%。
※被災文化財全体の復旧率は94%(令和5年度(2023年度)末現在)。
- 被災後の調査データや検討の蓄積により、令和5年度頃から被災古墳の復旧に向けた動きが加速。
- 被災装飾古墳の復旧に長い時間を要することはマスコミからも報道がなされているが、県民の復旧への理解を得るためには更なる情報発信が必要。
- 市町村が、どのような課題を持ちながら日々試行錯誤し、困難な復旧を進めているかが知られていない。

表3 被災古墳対応状況一覧

令和6年(2024年)12月末現在

	総数	復旧済				未復旧 (応急処置済含む)				経過観察・現状維持						
		国	県	市町村	未指定	国	県	市町村	未指定	国	県	市町村	未指定			
被災件数 (指定件数)	38	3	1	1	1	0	7	5	0	2	0	28	2	11	14	1
被災古墳数	47	8	6	1	1	0	10	8	0	2	0	29	2	12	14	1

(イ) 各取組について

① 熊本県文化財保護大会～被災装飾古墳の今とこれから～

(担当：文化課)

【趣 旨】・被災古墳について、現状を報告することで、多くの方に復旧の現状を知ってもらうとともに被災古墳の復旧の困難さ等について理解を深めてもらい、復旧への支援の機運を醸成する。

・また、現場で日々奮闘する市町村担当職員の生の声を聞くことで、被災装飾古墳の取組についてより理解を深める。

【期 日】令和6年(2024年)11月18日(月)午後1時から午後4時まで

【場 所】熊本県庁地下大会議室

【内 容】事例報告 ①永安寺東古墳・永安寺西古墳(玉名市教育委員会)

②江田船山古墳・塚坊主古墳(和水町教育委員会)

③釜尾古墳・塚原古墳群(熊本市)

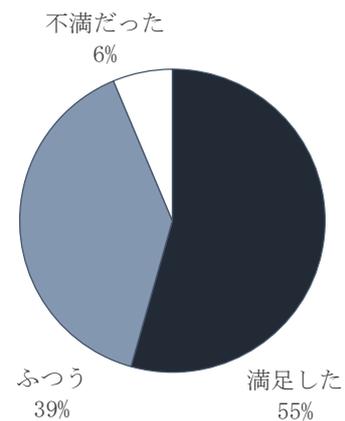
④井寺古墳(嘉島町教育委員会)

パネルディスカッション

【対 象】県民(参加者数 202名)



写真1 パネルディスカッションの様子



(報告・パネルディスカッション)

図2 参加者満足度

② 文化財活用庁内連携会議～被災文化財の現在地。みせる災害復旧は可能か～

(担当：文化課)

【趣 旨】熊本城に比べ注目度が低い被災古墳の復旧について県民の関心を維持しながら創造的復興を進めるとともに、全国1位の数を誇る装飾古墳の活用と情報発信を広く行うために効果的な方策等について庁内連携会議で意見交換を行う。

【期 日】令和7年(2025年)2月14日(金)

【場 所】井寺古墳・嘉島町

【内 容】現地視察
意見交換

【参加者】広報課、地域振興課、阿蘇草原再生・世界遺産推進課、観光文化政策課、観光振興課、販路拡大ビジネス課、文化課

(オブザーバー)装飾古墳館、上益城地域振興局、嘉島町、嘉島町教育委員会

③ 熊本県・菊文研文化財講座～甦れ！熊本の宝～

(担当：装飾古墳館)

【趣 旨】全7回の連続講座によって熊本地震で被災した「熊本の宝」というべき文化財の現在と現場での取組、復旧に向けた課題について装飾古墳と熊本城を事例に広く周知するとともにその価値を再発見し、未来への継承について考える。

【期 日】令和6年(2024年)5月19日(日)被災から復旧に向けた今(熊本県教育庁)
令和6年(2024年)6月16日(日)永安寺東古墳・永安寺西古墳

(玉名市教育委員会)

令和6年(2024年)7月21日(日)江田船山古墳・塚坊主古墳

(和水町教育委員会)

令和6年(2024年)9月15日(日)塚原古墳群・釜尾古墳(熊本市)

令和6年(2024年)10月20日(日)井寺古墳(嘉島町教育委員会)

令和6年(2024年)12月15日(日)熊本地震による被災古墳復旧の現状と課題
(熊本大学 杉井教授)

令和7年(2025年)1月19日(日)熊本城跡(熊本城調査研究センター)

【場 所】装飾古墳館集団学習室

【内 容】講座(全7回。うち装飾古墳6回)

【参加者】県民(全7回の参加人数 延べ446人。

うち装飾古墳6回の参加人数 延べ384人)

ウ 文化財保存活用地域計画について

(ア) 認定状況

- ・令和6年(2024年)12月20日現在、全国194市町村の文化財保存活用地域計画が認定されている。
- ・九州・沖縄では、22市町村の計画が認定を受けている。
- ・県内では、令和6年度に多良木町・水俣市の2市町が認定を受けた。

【多良木町】 『多良木町文化財保存活用地域計画』



認 定：令和6年(2024年)7月19日

計画期間：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)、10年間

掲載HP：

https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/soshiki/kikakukanko/mati_osirase/3431.html

【水俣市】 『水俣市文化財保存活用地域計画』



認 定：令和6年(2024年)12月20日

計画期間：令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)、10年間

掲載HP：https://www.city.minamata.lg.jp/ki_ji0034012/index.html

(イ) 作成状況

- ・現在、県内では南阿蘇村が文化財保存活用地域計画の作成に取り組んでいる。
- ・令和7年度(2025年度)以降に作成を検討している自治体あり。

參考資料

参考：関連法令

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）抜粋

（地方文化財保護審議会）

- 第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
 - 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
 - 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○熊本県文化財保護審議会条例（昭和51年3月30日条例第49号）

（趣旨）

- 第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、熊本県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する会議については委員とみなす。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決して、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、熊本県教育庁において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時

場所

議題

傍聴者の定員

傍聴手続

問い合わせ先

その他必要な事項

第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。